山梨県政運営検証

第１ 県の財政状況と課題について

１ 令和元年度～令和６年度一般会計決算状況

(1) 決算の概要と課題

山梨県一般会計は、令和元年の 4,600 億円台規模から、令和 2 年度以降は 5,600~6,000 億円規模へ大幅に拡大。コロナ対策を契機に歳入では、国庫支出金、諸収入が、歳出では商工費、衛生費が大きく膨らみ、令和 5 年度、6 年度で一部平時化しているものの、財政規模は高止まり。国庫支出金、諸収入、商工費、衛生費の膨らみは、コロナ対策によるもの。

県税は伸びているも、歳入の 18.8%にとどまり、国庫支出金、県債への依存度が大きい。

(2) 歳入・歳出決算の推移

※（単位：億円、小数点以下四捨五入）、コロナ関係は県財政課確認

項目	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度	令和6年度
歳入	4,650	5,930	5,985	6,098	5,666	5,713
うち国庫支出金	618	1,112	1,098	1,344	919	762
うちコロナ関係		(414)	(412)	(647)	(217)	(200)
うち諸収入	261	1,080	853	822	828	751
うち県債	701	691	628	482	487	567
歳出	4,573	5,763	5,802	5,897	5,473	5,530
うち商工費	163	927	783	803	744	610
うち衛生費	155	293	407	525	240	176

2 平成 30 年度～令和12年度の財政状況（「山梨県財政の中期見通し」より）

(1) 山梨県財政の概要と課題（平成30年度以降令和12年度）

「山梨県財政の中期見通し」によると、毎年度の財源不足を主要基金の取り崩しで補う構造。コロナ禍で一時的に基金・歳入が膨らんだものの、令和 8 年度時点では高止まりした予算規模に「恒常的な財源不足を基金で補う財政構造」に戻っていると判断できる。

(2) 歳入・歳出当初予算の推移

※(単位：億円)

項目	平成30年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度
歳入	4,401	4,437	5,148	5,367	5,040	5,030
歳出	4,556	4,577	5,293	5,467	5,145	5,115
財源不足	155	140	145	100	105	85
基金取り崩し	48	40	45	50	55	35

項目	令和 8 年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入	5,241	5,213	5,235	5,246	5,204
歳出	5,321	5,268	5,305	5,336	5,314
財源不足	80	55	70	90	110
基金取り崩し	30	5	20	40	60

(3) 基金の推移とコロナ禍に基金を増加させたことの是非

主要基金とは、財政調整基金、県債管理基金、公共施設整備等事業基金の 3 基金とされている。

年度	主要基金残高
平成 30 年度	566 億円
令和元年度	507 億円
令和 2 年度	497 億円
令和 3 年度	672 億円
令和 4 年度	673 億円
令和 5 年度	691 億円
令和 6 年度	709 億円
令和 7 年度見込み	704 億円
令和 8 年度見込み	674 億円
令和 9 年度見込み	669 億円
令和 10 年度見込み	649 億円
令和 11 年度見込み	609 億円
令和 12 年度見込み	549 億円

主要基金は、平成 30 年度　566億円→令和元年度　507億円→令和2年度　497億円と2年で69億円を取崩。

一方でコロナ真っ只中の令和 3 年度　672億円と175億円もの基金を積み増し。

コロナ禍の基金の積み増しは一定の合理性はあるが、支援タイミングの遅れはなかったか。

令和 8 年度以降、毎年度 55 億円～110 億円 の財源不足が見込まれ、主要基金の取り崩しが前提となっている。基金残高が高いことは財政健全性を示す一方で、必要な時期に民間部門へ資金が届かなければ、地域経済への波及効果は限定的である。世界規模のコロナ禍、交通、宿泊、観光、飲食などの地域産業が深刻な打撃を受けていた時期、即時支援の機会損失となった可能性を否定できない。

(4) 県債等の状況

平成 24 年度～平成 30 年度まで一貫して通常の県債等残高を減らしてきたが、令和元年以降増加傾向に逆転

区分	内容	県費負担
臨時財政対策債等	地方交付税の代替財源。後年度の元利償還金が交付税措置される	実質負担は低い
通常の県債等	公共事業、県単独事業、施設整備などに係る県債	交付税措置後の残額は県費負担

年度	通常の県債・債務保証等残高
平成 24 年度末	7,556 億円
平成 25 年度末	7,383 億円
平成 26 年度末	7,143 億円
平成 27 年度末	6,865 億円
平成 28 年度末	6,676 億円
平成 29 年度末	6,576 億円
平成 30 年度末	6,388 億円
令和元年度末	6,430 億円
令和 2 年度末	6,482 億円
令和 3 年度末	6,453 億円
令和 4 年度末	6,484 億円
令和 5 年度末	6,510 億円
令和 6 年度末	6,611 億円
令和 7 年度末見込	6,808 億円
令和 8 年度末見込	6,960 億円

(5) 公共投資の増減と純県費の占める割合

平成30年度と比較し、現在の公共投資に占める県単公共事業の割合が倍増していることを危惧

年度	投資的経費	県単独公共事業費	県単事業の割合
平成 30 年度	777 億円	113 億円	14.54%
令和 2 年度	882 億円	148 億円	16.78%
令和 3 年度	801 億円	165 億円	20.60%
令和 4 年度	856 億円	191 億円	22.31%
令和 6 年度	883 億円	262 億円	29.67%
令和 7 年度	832 億円	269 億円	32.33%
令和 8 年度	875 億円	269 億円	30.74%

3 電気事業会計

山梨県の電気事業会計は、水力発電による安定的な売電収入を背景に黒字を確保している一方、近年、一般会計繰出金、水素関連事業、やまなしハイドロジェンカンパニー出資金等への資金充当が拡大している。この状態が継続すると、電気事業本体に対して影響が生じる可能性があり、県は財政余力を先食いしていないことを示す必要がある。また、県が出資し法人化することによって、エネルギー事業などを行う基盤を形成することは、一方で県民の監視機能（議会のチェック）が効きにくくなる可能性もあり、県自らの説明責任の**重要**性はより高まるものと考えられる。

(1) 電気事業本体は黒字だが、資本的支出は大きい

令和 7 年度当初予算では、電気事業の収益的収入は 78 億 2,442 万 9 千円、収益的支出は 46 億 6,368 万 8 千円で、収支差引は 31 億 6,074 万 1 千円の黒字。一方、資本的支出は、水力発電設備改良費 13 億 9,942 万円、投資有価証券 26 億円、一般会計繰出金 14 億 5,000 万円などを含み、資本的支出総額は 56 億 6,026 万 7 千円となっている。

資本的収入との差引不足額 45 億 8,938 万 3 千円は、地域文化振興等積立金 14 億 5,000 万円、過年度分損益勘定留保資金 28 億 695 万 7 千円等で補填しており、営業面では黒字であっても、資本的支出・繰出金・出資金を含めると、内部留保を大きく取り崩す構造となっている。

(2) 一般会計繰出金の増加による影響

令和 6 年度当初では一般会計繰出金 7 億円が計上され、その補填財源は地域文化振興等積立金とされている。令和 7 年度当初では、一般会計繰出金が 14 億 5,000 万円に増加し、さらに令和 7 年度 2 月補正では、一般会計繰出金 10 億円が追加され、補正後の繰出金は 24 億 5,000 万円となっている。操出金は小学校教職員給与費（25人学級整備等）に充当されている。（繰入金額は県財政課確認）

年度	電気事業から一般会計への繰出	小学校教職員給与費繰入金
令和 3 年度	5 億円	約 2 億 2,600 万円
令和 4 年度	5 億円	約 4 億 4,600 万円
令和 5 年度	5 億円	約 9 億 6,400 万円
令和 6 年度	7 億円	約 11億 2,700 万円
令和 7 年度	14 億 5,000 万円	約 15億　900 万円
令和 8 年度	24 億 5,000 万円	約 19 億 5,600 万円

(3) 水素関連事業・やまなしハイドロジェンカンパニーによる影響

令和 6 年度 9 月補正では、価格差支援制度への応募に向けた同社への増資について、令和 7 年度から令和 8 年度まで 30 億円の債務負担行為が設定された。

年度	新エネルギーシステム推進課資本的収支差額	補填財源
令和 7 年度	−28 億 8,329 万 1 千円	地域文化振興等積立金　19 億 1,835 万 3 千円 過年度分損益勘定留保資金　6 億 7,866 万 9 千円
令和 8 年度	−10 億 4,661 万 4 千円	地域文化振興等積立金　3 億 2,459 万 4 千円 過年度分損益勘定留保資金　5 億 3,360 万 7 千円

令和 7 年度当初予算では、新エネルギーシステム推進課の資本的支出として、やまなしハイドロジェンカンパニーに出資金 15 億円、地域水素利活用技術開発事業費27億8,800万円等が計上されている。

また、令和 8 年度当初予算では、新エネルギーシステム推進課の資本的支出として、地域水素利活用技術開発事業費17 億 7,863 万円等が計上されている。

なお、令和7年度2月補正において、保川発電所建設事業費が令和8年度以降6億400万円、水素利活用技術開発事業費が17億2,863万円の継続費が増額補正されている。

両年度とも上表のとおり地域文化振興等積立金及び過年度分損益勘定留保資金から、多額の財源を補填している。

水素事業自体は脱炭素政策上意義がある一方で、現時点では補助金依存度が高く、事業化・収益化の不確実性が高い領域です。国の差額助成金に採択されているとしても、補助期間終了後の自立採算、追加設備投資、運転資金負担、需要確保、価格競争力のリスクが残る。

差額助成金については、規模・対象・システム等が明らかにされないため、その実態が把握できていない。やまなしハイドロジェンカンパニーには、多額の予算が投入されていることから、事業と連動する差額助成金の詳細について開示が必要と指摘する。

(4) 設備更新・老朽化対策への影響

電気事業は、短期的には売電収入で黒字を確保できても、水力発電所・ダム・導水路・水車発電機・制御システムなどの長寿命資産を抱えるため、将来の大規模改修費が不可避である。一般会計繰出金や水素事業出資が継続・拡大すると、将来の更新投資に必要な財源が不足し、影響が出る可能性がある。

(5) 内部留保資金への影響

内部留保資金が電気事業本体の設備投資だけでなく、一般会計繰出や新エネルギー政策にも用いられることが恒常化していくと、財務健全性の低下が懸念される。

(6) 令和元年以降の増加傾向

地域文化振興積立金については、平成 **26 年**から平成 **30 年**までの積立額が **5 年**平均で年間 2 億 **6,800 万円**であったのに対し、令和元年以降令和 **5 年**までの積立額は **5 年**平均で年間 9 億 **5,400 万円**に激増している。電気事業会計の利益・積立金が、電気事業以外の政策目的へ振り向けられる傾向が強まっていると評価できる。

地域文化振興積立金一覧 （県当局説明資料より）　（単位：百万円）

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
期首残高	818	472	554	686	762	674	1,212	1,422	1,592	610
積立額	133	260	343	354	250	901	1,074	797	1,000	1,000
償還額								37	38	14
（取崩前）期首残高	951	732	897	1,040	1,012	1,575	2,286	2,256	2,630	1,624
取崩額	△479	△178	△211	△278	△338	△363	△864	△664	△2,020	△796
うち一般会計操出	△100	△100	△100	△250	△250	△360	△500	△500	△500	△500
その他	△379	△78	△111	△28	△88	△3	△364	△164	△1,520	△296
（取崩後）期末残高	472	554	686	762	674	1,212	1,422	1,592	610	828

(7) 法的・ガバナンス上の論点

地域文化振興等積立金の目的には「電気事業の事業遂行に支障のない範囲で」とあり、損益勘定留保資金とは「電気事業の減価償却分を積み立てて将来の修繕、建設改良等に備えるための資金」であることから、高額な繰出をすることは、本来の水力発電事業への悪影響が大変危惧される。

（8）必要な検証項目

検証項目	内容
10～20 年資金繰りシミュレーション	売電収入、修繕費、建設改良費、繰出金、出資金、内部留保残高を年度別に試算
設備更新必要額の把握	発電所・ダム・導水路・制御システム別に更新時期と必要額を整理
繰出金の上限ルール設定	営業黒字の一定割合、内部留保必要額超過分などに限定
水素事業の投資採算評価	補助金終了後の収支、追加出資リスク、回収可能性を検証
ストレステスト	渇水、災害、発電停止、電力単価下落、補助金不採択・縮小時の影響
法的適合性確認	地方公営企業法、条例、積立金目的、議会議決資料との整合性確認
外部監査	公認会計士・弁護士・技術専門家による第三者検証

（9）総合評価

特に保川発電所建設事業費の継続費が令和8年度以降6億円以上増額補正されるとともに、令**和 8 年度**以降は、西山発電所改修など大型投資が予定されており、内部留保の重要性は高まる。したがって、一般会計繰出・水素事業出資については、単年度の黒字額だけでなく、20 年程度の長期更新計画と内部留保必要額を前提に、上限・優先順位・リスク管理を明確化する必要があると判断する。

4 的確な事業委託

（1）令和6年度定例監査結果

ア）募集・周知期間が短く、競争性が十分でない

募集開始から参加申込・企画提案書提出まで適切な日数を確保すべきとの監査意見。企画提案が 1 者のみの案件は、複数提案の比較により最優秀提案者を選定するというプロポーザル方式の長所が十分に生かされていない可能性があると指摘されている。

イ）外部委員の不足

プロポーザル方式の審査では、透明性、公正性、客観性、専門性を確保するため、複数名の外部委員の参画が期待される。

ウ）企画提案内容が契約仕様書に反映されていない

プロポーザル方式では、企画提案の内容に基づき、選定事業者と発注者が協議し、詳細な仕様書を定めた上で契約を締結すべき。提案内容が契約仕様書に反映されない場合、事務処理ミスではなく、契約管理・成果管理の不備と評価すべきである。

エ）履行確認・委託料精算の不備

資料では、事業実績に応じて委託料を精算する条項が契約書に設けられていたにもかかわらず、事業実施に伴う支出額を正確に把握しておらず、誤った事業実績報告書に基づいて委託料の額を確定させていた事例が指摘されている。

オ）予定価格未設定など事務手続きの不備

財産を売り払う契約において、山梨県財務規則第 137 条第 2 項により、随意契約によろうとするときはあらかじめ、予定価格を定めなければならないとされている。しかし、予定価格が定められていない事例があったとしている。

カ）再委託・変更契約の管理不足

監査意見では、プロポーザル方式で事業者を選定する場合、事業の主たる部分を確実に履行できる事業者を選定すべきであり、募集時の仕様書において、再委託を禁止する主たる部分と、再委託可能な部分を明示する対応を検討すべきとされている。

監査結果からは、プロポーザル方式自体は、観光振興、広報、DX、地域政策など、創意工夫や専門性が重要な業務には有効であるが、「競争入札ではなくプロポーザルにする理由」「提案内容を契約に落とし込む方法」「成果を検証する仕組み」が十分に標準化されていないと指摘できる。

（2）A社及びN社への事業委託事例

① 監査上、最も問題になり得る構造

A、Nの双方に共通する最大の問題は、プロポーザル方式が、本来の競争的・専門的選定手続としてではなく、特定事業者を継続的に選定するための形式的手続になっている疑念が拭えないという点である。地方自治法上の随意契約の適正性、地方財政法上の最少経費最大効果、行政手続の公平性・透明性の観点から重大な検証対象となる。

② A 社への事業委託の検証

ア）委託実績の異常な集中

A 社は令和 **2 年度**から令和 **7 年度**までに、山梨県から合計 **20 件、約 7 億 1,161 万円**の事業を受託している。そのうち **19 件**はプロポーザル方式による随意契約であり、6 件は 1 社のみの参加となっている。

イ）設立後間もない会社への高額委託

A 社は平成 31 年 2 月 27 日設立であり、初回の山梨県委託は令和 2 年 7 月 10 日の「戦略的海外プロモーション業務」である。設立から約 1 年半で、1,658 万 300 円の業務を受託している。

ウ）実施体制・従業員数の疑義

複数案件で「実施体制」の点数が高く評価されている。県は、点数の裏付け資料を公表すべき。

エ）評価点の不自然さ

評価項目	リスク
県の制度理解度	既存受託者が有利になりやすい
課題把握度	採点根拠が抽象化しやすい
基本的な考え方	審査委員の裁量が大きい
実施体制	裏付けがなければ形式評価になる
過去実績	県発注実績の自己増殖につながる

したがって、監査委員の指摘を踏まえるなら、各案件について、審査委員別採点表、採点理由、評価基準、提案書、見積書、審査録を突合する必要がある。

オ）成功報酬・成果評価の問題

A 社が受託したメディアプロモート業務では、成功報酬が設定されていた案件がある。令和 5 年度、契約基本額 2,979 万 9 千円に成功報酬 1,320 万円を加えた 4,299 万 9 千円、令和 6 年度、契約基本金額 4,070 万円、成功報酬 660 万円合計 4,730 万円とされている。県は多数の広報・プロモーション事業を外部委託しているので、広告換算値が他事業成果と重複している可能性がある。

③ N社への事業委託の検証

ア）同一名称・同額案件の反復

同一事業者・同一金額・同一業務のプロポーザル契約が継続する場合、実質的には継続随契に近くなり、県の競争性の説明責任は重い。

イ）設立後 1 年半の企業への委託

N社は令和 4 年 1 月 4 日に資本金 100 万円で設立され、令和 5 年 7 月に山梨県と 3,960 万円の契約をしている。設立から約 1 年半である。

ウ）1 社単独参加の問題

1 社参加の場合、比較による価格・品質の牽制が働かないため、審査の客観性と価格妥当性の補強手続が不可欠。

エ）実施体制評価の疑義

県が「会社概要に 10 名と書いてあった」だけで実施体制を評価したのか、それとも実態を確認したのかが重要。

④ A社とN社の共通パターン

観点	A 社	N社
設立後短期間で受託	設立約 1 年半で県高額委託	設立約 1 年半で県高額委託
県事業への依存	20 件、約 7.1 億円	少なくとも 3 件、各 3,960 万円
契約方式	19/20 件がプロポーザル随契	プロポーザル随契
1 社参加	19 件中 6 件	令和 5 年度（契約初年度）は 1 社
実施体制	従業員 10 名と議会答弁、被保険者 1 人との疑義	従業員 10 名と議会答弁、被保険者 1 人との疑義
評価点	抽象項目で高得点の疑義	実施体制で高得点の疑義
継続受託	複数年度継続	同一・同額業務を 3 年連続
成果検証	再委託・成果帰属に疑義	成果・契約公表に疑義

⑤ 法的・制度的リスク

ア）地方自治法上の随意契約適正性

疑義が強い案件では、住民監査請求・住民訴訟の対象となり得る。

イ）公金支出の合理性

成果物が再委託先の調査結果中心であったり、成果指標が曖昧だったり、他事業との重複がある場合、公金支出の必要性・相当性が問われる。

ウ）虚偽資料提出のリスク

実施体制・従業員数について、事業者が実態と異なる資料を提出していた場合、契約解除、指名停止、損害賠償請求、場合によっては刑事上の問題に発展する可能性がある。県は、提出資料の内容点検をどのように実施したのか、具体的に説明すべき。

エ）県職員側の裁量逸脱・濫用リスク

評価点が合理的根拠なく操作されていた場合、職員の裁量権逸脱・濫用、服務上の問題、場合によっては背任的な評価を受ける可能性がある。

(3) 旧リニア見学センターバス待機所の売却

県は旧リニア見学センターバス待機所の土地を、令和元年、令和 6 年、令和 7 年の 3 回に分けて売却。当該土地は約 1 万㎡のバス待機所であり、3 回ともプロポーザル方式による随意契約で売却され、いずれも参加者は隣接地で金属加工を営む同一 1 社のみ。

令和元年度にはバス利用実績が 3,779 台あったとされ、少なくとも令和元年時点で完全な未利用地だったとは言い難い状況であり、県有地の売却が適正だったのか疑問がある。

① 県有未利用地売却要綱との関係

県有未利用地売却要綱によれば売却する土地は、県有未利用地のうち、将来にわたって県の施策に供する見込みのない土地とされ、この要綱を踏まえると本件には問題がある。

ア）本当に「未利用地」だったのか

旧バス待機所が売却時点で「県有未利用地」と評価できたのか説明が不足している。

イ）「将来にわたって県の施策に供する見込みがない」と言えるか

要綱では「将来にわたって県の施策に供する見込みのない土地」としているが、県の説明の根拠が薄い。

ウ）プロポーザル方式による随意契約が妥当だったか

本件土地は、都留工業団地内または近接地で、高速道路や幹線道路へのアクセスが良好であり、工業用地としての活用に適していると県自身が説明。これは「市場性のある土地」「複数事業者が関心を持ち得る土地」であることを示すもの。ならば、原則として一般競争入札、少なくとも十分な公募期間・周知を伴う競争性の高い売却手続を採るべき。1 社のみ参加のプロポーザル随意契約を 3 回繰り返したことには疑義がある。

エ）1 社のみ参加が 3 回続いたことの問題

議会質疑では、3 回とも同じ隣接事業者 1 社のみが参加し、落札したとされている。

オ）定例監査指摘との関係

令和 6 年度定例監査結果として、地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であり、プロポーザル方式による随意契約は真に必要と認められる場合に実施すべきで、必要と判断した明確で具体的な理由を明示すべきとの指摘がされている。

・結論

「適法・適正な売却だった」とは評価しにくく、県には、未利用地判断、随意契約選択、価格妥当性、審査過程、1 社応募時の対応について、詳細な説明責任があると考える。

(4) 県広報誌「ふれあい」、県オウンドメディア「やまなしin depth」の事業委託

① 事実関係

山梨県広報誌「ふれあい」は、令和 5 年度までは県内S社が制作・編集業務を受託していたところ、令和 6 年度に企画提案審査方式、いわゆるプロポーザル方式による随意契約で、T社が受託した。その後、令和 7 年度、令和 8 年度も同社が単独随意契約により制作・編集業務を受託している。

県オウンドメディア「やまなしin depth」も令和 3 年度から 8 年度までT社が受託している。

② アンケート結果上の問題

「ふれあい」

年度	毎回読む	何度か読んだことがある	見たことがない
令和 5 年度（県内S社）	23.5%	45.45%	18.3%
令和 6 年度（県外T社）	11.0%	22.5%	52.0%
令和 7 年度（　〃　）	14.5%	13.3%	54.5%

県内S社が受託した令和 5 年度と比較すると、県外T社が受託した令和 6 年度、令和 7 年度では読者の閲覧率が著しく低下している。

「やまなし in depth」

年度	よく視聴/閲覧している	視聴/閲覧したことがある	視聴/閲覧したことがない
令和 5 年度（県外T社）	1.5%	5.5%	88.7%
令和 6 年度（県外T社）	1.3%	5.5%	93.3%
令和 7 年度（県外T社）	0.8%	4.0%	95.3%

ふれあい受託事業者と同じT社が受託しているが、「視聴/閲覧したことがない」が年々増加して、令和 7 年度には 95% を超えた。

③ 県当局説明の問題点

「ふれあい」のアンケート結果に対する県の説明は、調査対象が令和 5 年度一般県民、令和 6 年度・7 年度県政モニターであるとして比較可能性を否定しているものの、「令和 6 年度・令和 7 年度の低認知・低閲読という問題そのもの」への説明にはなっていない。

④ 随意契約理由の妥当性に関する疑義

「ふれあい」の令和 7 年度・令和 8 年度の単独随意契約理由では、「デザイン変更はブランドの一貫性を損なう可能性がある」「令和 6 年度の企画コンペで最優秀提案を選定した」「選定されたデザイン、イラスト、挿絵のテイストを忠実に再現できるのはT社以外にない」などとされている。これについては、以下の問題がある。

ア）デザイン継続は競争性排除の絶対理由にならない

広報誌のデザインやトーンを維持することは、仕様書に明記すれば他社でも対応可能である。過去の誌面データ、デザインガイドライン、フォーマット、写真・イラスト素材の使用条件を整理すれば、競争入札または改めてのプロポーザルは十分可能である。

イ）評価低下後も同じ理由で継続している

令和 6 年度以降、アンケート上の閲読率が低下しているにもかかわらず、令和 7 年度・令和 8 年度も「令和 6 年度の企画提案が優れていた」という理由で随意契約を続けている。

ウ）単独随意契約の固定化リスク

令和 6 年度のプロポーザルを起点に、その後「デザインを維持する必要がある」「現行データを扱えるのは現受託者だけ」として毎年度単独随意契約を行うと、実質的に複数年度の独占委託になり得る。

「やまなし in depth」の令和 7 年度・令和 8 年度の単独随意契約理由では、「山梨県の魅力や良さが県内外に伝わるよう、県政情報の発信力を高めていく必要がある」としているが、視聴/閲覧したことがある人が 5%にも満たない状況ではその効果を否定せざるを得ない。

このような事業に令和 7 年度（24,686,200 円）、令和 8 年度（24,818,860 円）もの高額な県費を継続して投入していることは極めて問題ある事業と指摘する。

⑤ 結論

県は、アンケート結果を踏まえた事業効果の検証、随意契約理由の客観的根拠、競争性を排除した合理的理由、委託料の積算妥当性を説明すべき。

(5) 音羽県職員住宅売却について

県は、甲府市内の旧音羽職員宿舎について、単純な価格競争入札ではなく、公募型プロポーザル方式により売却。選定の結果、NH社が最上位となり **45,000,000 円**で落札した。

① 参考価格 1.55 億円に対し 4,500 万円売却の妥当性

人口減少対策、子育て支援、移住・二拠点居住の促進という政策目的を考慮したプロポーザルであっても、参考価格の約 29%という低価格での売却であれば、行政財産・普通財産の処分としては相当強い説明責任が発生する。募集要項では、企画提案 75 点、買取希望価格 25 点という配点であり、価格評価が 25 点しかない以上、極端な低価格でも企画点が高ければ選定され得る構造である。

したがって、売却価格が参考価格より著しい低価格であったなら、不動産鑑定評価額または参考価格の算定根拠のほか、所有権移転の必要性などの検証、説明が必要である。

② 2LDK・65 ㎡、月額 7 万円＋共益費 1 万円の家賃水準

県有地買取事業者によるリニューアル後の賃貸価格月額 **7 万円**、共益費 **1 万円**、合計 **8 万円**という水準は、「安価な住環境」としてはやや疑問がある。

ただし、県有財産を参考価格の 3 分の 1 以下で取得したのであれば、単なる市場並み賃料ではなく、明確に市場より低廉な賃料設定、長期間の賃料抑制、所得制限付き優先入居、子育て支援サービスの付帯などが求められるべきである。

③ 甲府市の市営住宅への大学生受け入れ施策、大月市の市営住宅受け入れ施策との比較

○ 比較対象としては差異があるものの、甲府市では、市営団地の空き住戸対策として、山梨英和大学の学生を対象に入居を募集する施策が実施されている。対象は善光寺の市営団地で、家賃は月額 2 万 1,400 円、自治会費・共益費として別途月 5,000 円程度としている。学生は自治会活動や防災訓練への参加が条件とされている。

○ 大月市では、令和 8 年度中に市営団地（恋路団地）の 3 室を新婚・子育て世帯向けに改修し、入居者の募集を始めるとしている。同団地は、地区約 40 年と比較的新しく、小学校や JR 猿橋駅に比較的近い好立地。新婚・子育て世帯向けに、和室6条3室の 3DK間取りを洋室 2 室にリビングの 2LDKに、風呂・トイレも改修。収入要件を満たさなくても、結婚 5 年以内か 18 歳以下の子供がいれば月 5 万円台で入居可能。結果次第で、取り組みを拡大する方針。

項目	音羽職員宿舎リノベ案件	甲府市・市営住宅学生受け入れ	大月市・市営住宅新婚・子育て受け入れ
目的	子育て支援、移住・二拠点居住促進	市営団地の空き住戸活用、自治会維持、地域活性化	市営団地を改修（和室 6 畳 3 室3DKを洋室2+リビング2LDK）、人口減少対策
所有権	県が民間へ売却	市が所有継続	市が所有継続

項目	音羽職員宿舎リノベ案件	甲府市・市営住宅学生受け入れ	大月市・市営住宅新婚・子育て受け入れ
入居対象	子育て世帯、若年夫婦等を優遇	大学生	新婚・子育て世帯向け、収入要件を満たさなくても結婚5年以内、18歳以下の子供。
家賃	7 万円、通常は共益費込み 8 万円	家賃 2.14 万円+共益費等約 0.5 万円	5万円台を想定、
公的資産の扱い	所有権を民間移転	公有財産を保持したまま活用	公有財産を保持したまま活用
地域貢献条件	入居者交流・利便性向上等が評価対象	自治会活動、防災訓練参加が条件	
行政の統制	買戻特約・用途制限あり	所有者として直接統制可能	所有者として直接統制可能

④ プロポーザル方式そのものの妥当性

本件では以下が問題になり得る。

ア）価格評価 25 点は低すぎないか

参考価格 1.55 億円に対して 4,500 万円という水準が許容されるなら、最低売却価格、失格基準、価格下限を設ける必要があったと指摘する。

イ）賃料上限や入居条件が契約で拘束されているか

募集要項では、指定期間中に企画提案を行った事業を継続すること、県の承認なく所有権移転や権利設定をしてはならないこと、用途制限、実地調査、違約金、買戻しの可能性などが規定されている。加えて、実際の売買契約・事業協定で、賃料上限、共益費上限、子育て世帯向け戸数割合、転売禁止期間、事業継続期間などが義務化されているかが重要であり、安価売却の公益性の担保となる。

ウ）公共的便益が価格差を上回るか

参考価格 1.55 億円と 4,500 万円の差額は約 1.1 億円であり、この差額を事実上の政策コストとみるなら、政策効果を示す必要がある。

⑥ 結論

甲府市の市営住宅への大学生受け入れ施策は、所有権を保持したまま、月 2 万円台という低廉な負担で若者を地域に呼び込み、自治会活動への参加も条件化している。また、大月市営住宅への新婚・子育て世帯向け施策は駅・小学校近好立地で月 5 万円台、これらと比較すると、山梨県の旧音羽職員宿舎は、公共資産を安く民間移転した割に、入居者側の価格メリットが十分に大きいとは言いにくいと判断する。

(6) プロポーザル方式による売電

① 売電方式の概要

ア）塩川発電所：公募型プロポーザル方式

塩川発電所は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間を売電期間とし、売電候補者を公募型プロポーザルで選定している。対象発電所は北杜市須玉町の塩川発電所で、最大出力は 1,100kW、予定売電電力量は 3 か年平均で 5,225 千 kWh である。選定結果は、ヴィジョナリーパワー株式会社が 500.6 点／600 点で 1 位となっている。

イ）西山発電所など 10 箇所：公募型プロポーザル方式

西山発電所など 10 箇所についても、公募型プロポーザル方式が採用されている。選定結果は、東京電力エナジーパートナー株式会社が 530.6 点／600 点で 1 位となっている。

ウ）柚ノ木発電所など 5 箇所：一般競争入札方式

柚ノ木発電所など 5 箇所については、一般競争入札が実施されている。対象は柚ノ木、藤木、小屋敷第一、小屋敷第二、野呂川の 5 発電所で、売電期間は同じく令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間である。

② 評価できる点

ア）価格だけでなく政策目的を評価している

水力発電の売電は、本来であれば「最も高く買う事業者」を選定すれば短期的収入は最大化する。また、県営資産を単なる収益源ではなく、地域政策実現の手段として用いており、自治体の公営企業として一定の合理性がある。

イ）環境価値を県内還元しようとしている

西山発電所など 10 箇所のプロポーザルでは、環境価値電力料金メニュー、地産地消、県内事業者向けメニュー、山梨県の認知度向上が評価対象となっている。

ウ）参加資格・財務健全性を確認している

参加条件として、小売電気事業者登録、販売実績、山梨県内での販売実績、納税状況、反社会的勢力排除、会社更生・民事再生の不存在、労働保険等の加入などが求められている。

③ 問題点

ア）価格評価の比重が十分か

塩川発電所の評価基準では、買取単価の評価式を50点×（各応募者の買取単価）÷（全応募者中の最高買取単価）として配点を50点満点、そのほか経営の安定性などの項目を含めて全体で 100 点満点の配点としており、西山発電所など 10 箇所では、買取単価が 60 点満点、全体 100 点満点の配点、評価として記載されている。県民資産である水力発電の売電において、価格以外の要素をどこまで重視することが許されるかが問題となる。

イ）定性的評価の裁量が大きい

特に「地域との関係性」は、地域貢献の評価としては合理性があるが、過度に重視すると競争制限的に見える可能性がある。

ウ）プロポーザルと一般競争入札の使い分けが不明確

県は、発電所群ごとにこの使い分け理由を明文化すべき。

方式	向いている案件
一般競争入札	売電単価の最大化を主目的とする案件
プロポーザル	環境価値、地産地消、地域還元、政策連携を重視する案件

エ）参加資格が競争性を制約している可能性

参加条件では、令和 4 年度の販売実績が 3 か年平均予定売電電力量以上であり、かつ山梨県内における電気販売実績があることが求められている。

オ）環境価値の取り扱いが複雑で、県民への説明が難しい

仕様書では、非化石価値を含むものとされ、今後の制度改正等により取扱いを協議するとされている。また、容量市場収入については、電力量料金との精算を行わず、買取単価は容量市場における kW 価値を除く提案として扱うとされている。専門的でわかりにくい内容であり、丁寧な説明が求められる。

④ 改善提案

県の売電事業については、以下の改善を提案する。

ア）価格差と政策効果の見える化

最高価格提案者を選ばない可能性がある以上、最高単価との差額、3 年間の逸失収入見込み、政策提案による県内還元額、環境価値還元額、県内需要家への割引額、イベント・子育て支援等の金額換算について、明確に説明すべき。

イ）契約後の KPI 設定

県内事業者への供給電力量、環境価値メニュー加入件数、県内還元額などを KPI 設定すべき。

ウ）プロポーザル採用基準の明文化

発電所ごとに、一般競争入札とプロポーザルを使い分ける基準を明文化すべき。

エ）参加資格の柔軟化

塩川発電所では共同企業グループ参加が最大 3 社まで認められている。この仕組みをさらに活用すれば、地域企業・観光事業者・金融機関・エネルギー事業者の連携余地が広がるものと判断する。

5 物価高騰対策

県は、令和 7 年 9 月議会に、生活困窮者世帯（住民税非課税世帯）に「おこめ券」と「灯油助成券」の配布予算を提案。しかし、事務局事業者の決定が令和 8 年 1 月、灯油助成券配布開始令和 8 年 3 月 2 日、灯油引き換えの期限 3 月 20 日から 4 月 15 日に延長、さらに 5 月末まで再延長するなど、寒さ対策に間に合わない政策になるとともに、課税世帯にも申請書が届くなどの極めてずさんな取り組みが露呈した。

(1) 灯油券配布

① 施策目的の妥当性

対象は県内の住民税非課税世帯等であり、物価高騰、冬季の暖房費負担、生活困窮世帯支援という観点では、政策目的自体は妥当である。

② 最大の問題は「迅速性」の欠如

長崎知事も記者会見で、今後は即時性が高い事業では迅速性を優先する制度設計を検討する考えを示している。これは、今回の制度に迅速性面の課題があったことを事実上認めたものと考えられる。

③ 制度設計上の問題

ア）申請主義にしたことによる遅延

対象者に申請書類を郵送し、返信後に内容確認を行い、その後に灯油券等を送る方式は、正確性を重視する一方で、スピードを犠牲にする。

イ）灯油限定が事務を複雑化

検証項目	確認すべき内容
初動	9 月補正成立後、いつ制度設計・市町村協議・調達準備を開始したか
調達	入札が 2 回不調となった原因、仕様が過度に複雑でなかったか
個人情報	市町村とのデータ連携について、事前協定・標準様式がなかったのか
制度設計	灯油券限定、お米券同封、申請主義が遅延を招かなかったか
広報	対象世帯に支給時期・利用期限・申請方法を十分周知できたか
利用者負担	高齢者・障害者に過度な手続負担を課していなかったか
効果	実際に冬季暖房費支援として機能したか、未使用・期限切れがどれだけ発生したか

⑥ 改善案

今後、同様の物価高騰対策を行う場合は、申請不要のプッシュ型支援を原則とし、市町村との対象者データ連携ルールを平時から整備するなど、物価高騰対策を毎回ゼロから設計するのではなく、県として「緊急生活支援パッケージ」を標準化すべき。

⑦ 総合評価

本事業は、低所得世帯の暖房費負担を軽減するという目的は評価できるが、実施時期、手続き、対象範囲、利用者利便性の面で課題が大きく、特に「冬に使うための灯油券が冬の終盤以降に届く」という点は、政策効果を著しく低下させた。

(2) LP ガス支援対策

① 国の方針：LP ガス支援は一貫して「地方交付金の推奨メニュー」

国は、少なくとも令和 5 年 3 月以降、地方創生臨時交付金・重点支援地方交付金を活用した LP ガス料金支援を地方公共団体に繰り返し要請している。

② 他県では広く実施、山梨県は相対的に消極的だった可能性

公表資料では、令和 6 年度補正予算により「46 の都道府県で消費者向け支援を実施」と記載されている。つまり、ほぼ全国的に LP ガス料金支援が行われた一方で、山梨県はその中に含まれていない。

③ 今回の山梨県の支援内容：生活困窮者限定・1 世帯 1 万

山梨県はエネルギー危機対策関連予算として、LP ガスを利用する住民税非課税世帯を対象に、1 世帯当たり 1 万円を支給する方針である。対象は約 8 万 5 千世帯を想定し、早ければ 8 月に申請受付を開始し、9 月に支給するとしている。

④ 効果面の評価：困窮世帯には効果があるが、LP ガス価格対策としては限定的

対象が住民税非課税世帯に限定されるため、LP ガス利用者全体の価格負担軽減にはならず、申請方式にはタイムラグがある。また、申請方式の場合、対象世帯が制度を知らない、申請書類を準備できない、高齢者が手続きを負担に感じるなどの理由で、給付漏れが発生する可能性がある。

⑤ 事務負担・煩雑さ：今回方式は「県・市町村・利用者」に負担が寄りやすい

「住民税非課税世帯で、かつ LP ガス利用世帯」という条件は、税情報とエネルギー契約情報を突合する必要があり、実務上は煩雑である。全国的に行われている事業スキームである LP ガスの供給事業者が行う一律値引きへの財政支援という方法が、物価高騰対策として効率的かつ迅速な支援の方策である。

⑥ 県の過去対応に関する検証ポイント

県は以下のことについて明らかにすべき。

ア）国交付金の実施計画に LP ガス支援を掲載したか

令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度の重点支援地方交付金の実施計画に、県が LP ガス料金支援を明記していたか。

イ）LP ガス以外のエネルギー支援に財源を振り向けたか

県は、省エネ・再エネ設備導入支援、事業者向け支援等に交付金を充当し、LP ガス直接支援を優先しなかった理由を明確にすべき。

ウ）LP ガス事業者団体との協議記録

県 LP ガス協会、販売事業者、消費者団体、市町村との調査・協議を行ったか。履歴、要望書、回答文書を県は明らかにすべきである。

エ）他県比較

他県の事例では、販売事業者を通じた料金値引きやプレミアム商品券方式がある。県がこれらの方式を採用しなかった理由、たとえば事業者数、事務局設置コスト、対象者把握の困難性、財源制約等について明らかにすべき。

⑦ 総合評価

LP ガス料金高騰対策としては、支援対象が限定的で、山梨県全域で利用されている LP ガス利用者全体の負担軽減にならない。また、中小企業、観光、飲食、宿泊、福祉施設等の LP ガス負担に十分対応していない、申請・審査・支給に時間がかかりリアルタイム性が低い、過去に全国的な LP ガス支援が広がる中で山梨県の対応が遅れた印象を与えやすい、などの理由で不十分だったと判断する。

第 2　人口減少対策について

1 山梨県の人口推移（令和元年～現在）

山梨県の総人口は、平成初期をピークに一貫して減少傾向にある。わずか 7 年の間に約3万 4 千人近くの人口が減少しており、減少スピードは加速している。

年度	人口
令和元年	約 812,000 人
令和 2 年	約 810,000 人
令和 3 年	約 805,000 人
令和 4 年	約 801,000 人
令和 5 年	約 795,000 人
令和 6 年	約 790,000 人
令和 7 年	約 784,000 人
令和 8 年	約 778,000 人

2 人口減少の現状と背景

山梨県における人口減少の構造は、「自然減（死亡数＞出生数）」と「社会減（転出数＞転入数）」のダブルパンチにある。

① 自然減の深刻化（少子高齢化）

高齢化率（65 歳以上人口の割合）が 30%を超えて高止まりしている一方、出生数は年々過去最低を更新している。婚姻数の減少や、子育て世代の経済的不安、固定化されたジェンダーロールなどが背景にあるとみられる。

② コロナバブルの終焉と「転出超過」への回帰

令和2年～令和4年にかけて、新型コロナウイルス禍におけるテレワークの普及により、山梨県は一時的に「転入超過」を達成していた。しかし、令和5年には新型コロナの 5 類移行に伴う行動制限緩和やテレワーク一服の影響を受け、令和7年には再び「転出超過」へと転落した。

③ 移住希望地ランキングでの「トップ 10 圏外」への急転落

かつて全国 1 位の常連（令和2年 1 位、令和3年 2 位等）であった山梨県の移住希望地ランキングは、令和6年・令和7年分で 2 年連続 8 位へ後退し、最新の発表ではトップ 10 圏外へ転落した。

山梨県への移住希望が上位に回復できるよう、県・市町村の連携による抜本的な改善が必要と判断される。

④ ストロー効果による人口流出

山梨県は隣接する東京都へのアクセスが極めて良好である（中央線特急や中央自動車道など）という利便性を持つ反面、これがストロー効果（大都市に人材や資本が吸い寄せられる現象）を生んでいる。

3 山梨県の人口減少対策

- 令和5年6月、「人口減少対策の政策パッケージ」を公表、奨学金・住宅ローンの返済負担軽減の検討や、男性の育休取得などを盛り込み、「安心できる生活基盤の整備」、「キャリアと子育ての両立」、「結婚の希望を叶える支援充実」などの方向性を掲げた。
- 令和 5 年 6 月、人口減少危機突破宣言。
- 令和7年9月、「山梨県人口ビジョン 2.0～やまなし未来幸甲斐図 2025～」を策定した。
- 令和8年5月、「人口減少対策に関する調査・研究プロジェクト最終報告」が策定された。

4 人口減少危機対策パッケージ、人口ビジョン 2.0、人口減少対策に関する調査・研究プロジェクト最終報告

(1) 山梨県人口ビジョン 2.0（案）（「人口ビジョン 2.0」という。）

「人口ビジョン 2.0」は、山梨県の人口減少を長期的な構造危機として整理し、県民と危機感を共有する資料としては有用である。方向性を示す文書としてはよく整理されているが、施策単位の優先順位や財源配分、効果検証指標までは十分に落とし込まれていない。

(2) 人口減少対策に関する調査・研究プロジェクト最終報告（「最終報告」という。）

「最終報告」は、人口減少対策を EBPM で進めようとしている点で高く評価でき、「分析・課題設定」は優れているものの、「自治体・企業・現場が実装できる施策パッケージへの接続」が今後の課題と考えられる。

(3) 人口減少危機対策パッケージ(「パッケージ」という。)

① 雇用・所得への対応

「人口ビジョン 2.0」では、雇用と所得を人口減少対策の中核課題としている。安定した雇用や将来所得の見通しが、結婚・出産の現実的選択に影響すると整理されている。ただし、「パッケージ」では「どの所得水準まで引き上げるのか」「若年女性の県内就業をどの程度増やすのか」「正規雇用化により婚姻・出生意向にどう影響するのか」といった成果指標が見えない。

② 働き方・時間・健康への対応

「人口ビジョン 2.0」は、時間と健康を重要課題とし、柔軟な勤務体系、周産期医療、家事・育児シェアの文化が必要としている。ただし、課題は「企業の行動変容」をどう起こすかであり、制度導入を促すだけでは不十分。企業別・業種別の実装支援にまで踏み込まなければ若者・女性に選ばれる職場にはならないと考える。

③ 子育て・出産支援への対応

結婚・出産以前の段階で、雇用不安、所得不安、住居費負担、出会い不足、キャリア不安などが存在する。子育て支援は手厚くなっているが、未婚・若年層への前段階支援との連動が課題といえる。

④ 住環境への対応

「人口ビジョン 2.0」では、住環境が人口減少対策の重要要素とされている。ゆとりある住空間が子育て期のストレスを和らげ、部屋数・床面積は家族が余裕を持てる指標とされている。

⑤ 市町村別課題への対応

市町村では「最終報告」の活用に一定の成果があった一方、リソース不足が課題として明らかになっている 。

⑥ 人口危機対策パッケージは効果的か

必要な施策は概ね含まれているが、現状のままでは効果最大化には不十分と判断。

ア）効果が期待できる点

- 子育て支援、保育、医療、経済的負担軽減は手厚い。政策課題、取り組みがライフステージ別にされているなど。

イ）不十分な点

- 施策が総花的で、出生率・転入超過・若者定着に対する因果関係が見えにくい。住宅政策と交通政策・職場政策が連動していないなど。

⑦ 改善提案

ア）重点ターゲットを明確化する

特に、「人口ビジョン 2.0」で示された 20～30 歳代女性人口の大幅減少リスクを踏まえると、この層に対する雇用・所得・住環境・キャリア支援を最重点化すべきである。

イ）市町村・地域別パッケージに再設計する

地域類型	主な課題	重点施策
甲府都市圏	若者定着、都市機能、雇用	高賃金雇用、駅周辺住宅、保育、女性活躍
富士北麓	観光雇用、住宅、交通	観光人材住宅、二地域居住、公共交通、国際人材
峡南・東部	人口流出、生活インフラ	医療・交通・買い物支援、小規模自治体支援
農山村部	担い手不足、関係人口	移住、地域おこし、デジタル行政、複業人材

ウ）企業向け「人口減少対策認証制度」を導入する

認証企業には、補助金加点、公共調達加点、採用広報支援、県サイト掲載などを付与すべきである。

5 男女共同参画推進センター集約と人口減少対策への影響

(1) 集約経緯

山梨県は、令和 3 年県内 3 カ所にあった男女共同参画推進センターを甲府市内の 1 カ所に集約する方針を示した。理由としては、施設の利用率低下、老朽化、県民サービスの効率化、人的・財源的資源の集中などが挙げられていた。

(2) 再整備後の状況

令和 5 年度に行った山梨県の男女共同参画推進センター改変は、ぴゅあ総合の再整備だけを見れば一定の合理性がある。しかし、県全体の男女共同参画政策、女性活躍、人口減少対策という観点では、富士・峡南の縮小による地域拠点機

能の低下が大きな問題である。令和 5 年度の利用者激減は、需要が消えたのではなく、利用できる拠点機能が失われた結果である可能性が高いと判断される。

(3) 利用者数の変遷

① ぴゅあ総合

年度	利用者数
平成 29 年度	99,051 人
平成 30 年度	91,081 人
令和元年度	84,615 人
令和 2 年度	29,690 人
令和 3 年度	34,724 人
令和 4 年度	10,925 人
令和 5 年度	45,105 人
令和 6 年度	51,400 人
令和 7 年度	55,908 人

② ぴゅあ富士

年度	利用者数
平成 29 年度	58,345 人
平成 30 年度	57,960 人
令和元年度	52,163 人
令和 2 年度	14,707 人
令和 3 年度	18,276 人
令和 4 年度	22,002 人
令和 5 年度	2,864 人
令和 6 年度	3,847 人
令和 7 年度	3,757 人

令和 6 年 3,847 人、令和 7 年 3,757 人と令和 5 年に比べるとそれなりに増加している。ぴゅあ富士は、専有面積が令和 5 年 189.00 ㎡から 320.8 ㎡に拡大していることから、施設面積増減は利用者数に反映されたものと判断される。

③ ぴゅあ峡南

年度	利用者数
平成 29 年度	13,077 人
平成 30 年度	12,048 人

年度	利用者数
令和元年度	12,360 人
令和 2 年度	4,901 人
令和 3 年度	4,719 人
令和 4 年度	1,968 人
令和 5 年度	1,460 人
令和 6 年度	1,020 人
令和 7 年度	1,245 人

(4) コロナ影響との切り分け

① 令和2～4年度の減少はコロナの影響が大きい

令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症による閉館、利用制限、定員削減、講座中止等があり、利用者数が減少したことは明らかである。県所管課も、新型コロナの影響による来館者減についてはやむを得ないと評価している。

② 令和5年度の富士・峡南の激減はコロナでは説明困難

令和 5 年度は感染症対策の緩和、リニューアル、SNS 広報、オンライン配信、Wi-Fi 整備等により、利用回復を図った年度である。同じコロナ後局面でも施設ごとに明暗が分かれており、富士・峡南については人的体制及び施設面積縮小の影響が利用減に直結した可能性が高いといえる。

(5) 本来のセンターの意義から見た評価

令和 5 年度以降の富士・峡南の拠点縮小により、県東部・富士北麓地域、峡南地域における学習機会・交流機会は明らかに低下したと判断される。特に、男女共同参画は単に講座をオンライン化すれば足りるものではなく、地域の女性団体、子育て世代、若者、企業、行政、支援団体が継続的につながる「場」が重要である。その意味で、富士・峡南の大幅縮小は、センター本来の公共的意義を弱めた可能性が高いといえる。

(6) 女性活躍への成果評価

① 評価できる点

DV 相談は、令和 4 年度 332 件から令和 5 年度 423 件へ増加し、目標 365 件を上回っている。これは潜在的な相談ニーズに対して窓口認知が進んだ結果である可能性があり、セーフティネット機能として評価できる。

② 問題点

女性活躍の成果を測る指標が、利用者数、参加者数、満足度、SNS フォロワー増加数に偏っている。女性活躍に資する個別事業はあるが、県全体の女性活躍を押し上げる政策効果がどの程度あったかは公表資料だけでは確認が困難である。

(7) 人口減少対策としての評価

男女共同参画センターは単なる貸館施設ではなく、若年女性の県内定着、共働き・共育ての推進、女性の所得向上、地域企業の働き方改革、DV・困難女性支援、男性の家庭参画を推進する人口戦略拠点として位置づけるべき。

富士・峡南の縮小は、周辺地域の女性・若者・子育て世代にとってアクセス性を低下させた可能性があり、人口減少が深刻な地域ほど支援拠点が弱体化するという逆効果を生みかねない。

(8) 改善提案

山梨県としては、単に施設維持費を抑えるのではなく、人口減少対策・女性活躍政策の中核拠点として、次の見直しが必要である。

① ぴゅあ富士・ぴゅあ峡南の拠点機能再評価

- 利用者数激減の要因分析

② 成果指標の見直し

- 利用者数・満足度だけでなく、就労、起業、再就職、地域活動参画、男性育休、DV 支援成果等を KPI 化

③ 若年女性・子育て世代向け施策の強化

- キャリア相談

④ 企業・大学・市町村との連携

- 女性活躍企業認証との接続

⑤ 地域拠点の再構築

- 富士・峡南を単なる小規模貸館にせず、巡回相談、サテライト講座、地域団体支援、オンライン配信拠点として再設計

⑥ 政策評価の透明化

山梨県の男女共同参画センターの集約は、人口減少対策の観点では、若年女性の県外流出、女性就業支援の遅れ、地域防災力の低下、市町村・企業・学校との連携弱体化につながる恐れがある。

(9) 国が位置付ける地域男女共同参画センターとの比較

結論として、センターの集約は、国が目指す「地域に根差した男女共同参画センターの機能強化」とは相反する状況にあると判断される。施設改変自体が直ちに不適切というわけではないが、地域機能を維持・強化する代替設計が不十分であり、国の政策方向と逆行する可能性がある。

(10) 防災分野への影響

国は、防災・危機管理部局に女性職員がいない自治体があること、避難所運営に女性の視点が反映されにくいこと、女性・妊産婦・乳幼児向け備蓄が十分でないことを指摘している。さらに、男女共同参画センターや福祉・子育て担当部署との連携が重要としている。センターの集約は地域防災力にも影響している。

(11) 山梨県の人口減少対策への影響

山梨県の人口減少対策において、男女共同参画は中核テーマである。なぜなら、人口減少は単なる出生数の問題ではなく、若年女性の県外流出、雇用機会の不足、賃金格差、固定的性別役割分担、子育てと仕事の両立困難、地域社会の閉鎖性などと密接に関係するためである。女性が地域で尊重され、働き、学び、意思決定に参加できる環境がなければ、結婚・出産・子育てを選択しやすい社会にはならない。男女共同参画センターの機能低下は、人口減少対策の土台を弱める可能性がある。

(12) 総合評価

県の男女共同参画センター改変は、人口減少対策、とりわけ若年女性の県内定着に悪影響を及ぼす可能性がある。

(13) 山梨県が取るべき改善策

山梨県が人口減少対策と整合的に進めるには、以下の対応が必要である。

① 男女共同参画推進センターぴゅあ富士、ぴゅあ峡南の再整備

甲府に中核拠点を置くこと自体は否定しない。ただし、都留・富士吉田方面、峡南方面の施設・体制を再整備すべきである。

② オンラインと対面の組み合わせ

一方で、DV、ハラスメント、困窮、孤立、就労相談、災害時支援などは、対面相談や地域訪問と組み合わせる必要がある。

③ 地域別 KPI の設定

単に利用者数を見るのではなく、具体的な KPI を設定すべきである。

④ 人口減少対策部局と一体運用

男女共同参画施策を単独の啓発事業にとどめず、人口減少対策、産業・教育・防災・観光政策と結びつける必要がある。

⑤ 国の独立行政法人男女共同参画機構との連携

独立行政法人男女共同参画機構が全国のセンターを支援し、研修、調査、情報プラットフォーム、好事例共有、女性デジタル人材育成などを展開する構想が示されている。この枠組みを活用し、県内センター機能の再構築、職員研修、企業啓発、データ分析、女性活躍支援を強化すべき。

第3　山梨県の地域公共交通政策について

知事は、富士山登山鉄道構想について多額の予算と、多くの人的資源を投入して推進し、令和3年8月29日及び令和6年6月17日、日本外国特派員協会で記者会見し世界に向け同構想について情報発信したほか、県内外において同構想について繰り返し情報発信を続けてきたが、令和6年11月18日、突然同構想を断念することを表明した。

公約として進めてきた富士山登山鉄道構想を断念したことについて、その政治責任をどのように考えているのか、知事の口からは一切語られていない。富士トラム構想の前に、まずはその政治責任について明らかにすべきと指摘する。

1 富士山登山鉄道から富士トラムへの転換

知事は、令和 7 年12月議会で、「富士トラムを我が国のナショナルプロジェクトとして位置付けるよう国に要望活動した」としていたが、国は、その要望を受け富士トラムを国のナショナルプロジェクトに位置付けたのか、位置付けない場合にはその理由はどこにあるのか、国の対応（方針）について責任ある説明を県民に対して明らかにすべきと指摘する。

富士山登山鉄道構想は、鉄軌道方式による富士山五合目アクセスを想定していたが、それを断念しその後、ゴムタイヤ式の ART 車両を用いる富士トラム構想へ方針転換された。

しかし、県が明らかにした「実績報告書」及び「調査報告書」にはその根拠に複数の疑義がある。

2 富士トラム構想の問題点

- **車両調達の不確実性、車両の仕様さえ不明確～**国内メーカーからの調達目途が立たない、中国製車両のデモ走行も延期、欧州企業への調査も不透明

○ **法的に適合していない～中国製モデルを前提とすると、車幅 2.6m、全長 60m、車両総重量82．2tは、「道路運送車両の保安基準」に全て適合していない**

○ **特殊車両依存のリスク～**特殊車両は、導入後に普及しなければ保守・部品供給・更新コストが高止まりするリスク

LRT より富士トラム（ART）の優位性は経済性の優位性が高いと説明されているが、現在 マレーシアで進行中ART整備では、費用が増大する見通しで優位性が縮小

○ **実証環境の不十分さ～**デモ走行はスバルラインでないとしていた。全長 60 メートル、総重量80tの車列による急こう配・急カーブのスバルラインでの走行可能性・安全性検証が必須

○ **富士トラムよりバス運行が優位～**公共交通網としては富士トラムより「幹線BRT＋連節バス＋既存鉄道強化」の方が優位性が高い。何より、車両整備・運用に新たな投資が不要。山梨県の交通課題は大都市の大量輸送ではなく、「需要が分散、自家用車依存率が高い（60m のトラムが運行されることによる交通渋滞等一般交通等への悪影響）、甲府都市圏以外低密度」等を踏まえた対応が必要

3 空港建設政策

知事は、令和 4 年 5 月 26 日の記者会見において、リニア中央新幹線の開業に向けた航空路交接の検討着手について明らかにした。

○ リニア開業により東京・名古屋・大阪方面との高速アクセスが強化されるのになぜ空港機能が必要か。

○ 旅客需要の見込み、羽田・成田・中部・松本・静岡空港との差別化は可能か。

○ 建設費・維持費に対して便益が見合うのか。

○ 県民の生活交通予算が減少傾向の中で、プライベートジェット等富裕層向け交通インフラに公費を投入する正当性はあるか。

4 空飛ぶクルマ政策

知事は、令和 6 年4月19日、「山梨県における『空の移動革命』実現に向けて」を公表し、同年9月10日、県内外の事業者・自治体を集めた「やまなし空の移動革命・社会実装推進ネットワーク」を発足させた。

空飛ぶクルマなどの次世代型交通は未だ実現の目途が立っておらず、二次交通インフラとして一般化していないものを行政サービスの手段として検討することへの疑義がある。

5 検討費の累積

【次世代交通検討費】

No.	予算	事業内容	予算額(千円)	所管課
1	令和元年度 6 月補正	富士山登山鉄道検討費	41,759	政策企画
2	令和 3 年度当初	〃	2,280	政策調査G
3	令和 3 年度 2 月補正	〃	△2,280	〃
4	令和 4 年度当初	富士山登山鉄道検討費	2,280	〃
5	令和 5 年度 6 月補正	富士山登山鉄道構想化検討費	62,024	富士山登山鉄道推進G
6	令和 5 年度 9 月補正	〃	8,822	〃

No.	予算	事業内容	予算額(千円)	所管課
7	令和 6 年度当初	富士山観光エコシステム整備推進事業費	67,891	〃
8	令和 6 年度 12 月補正	富士山観光エコシステム総合推進事業費	6,366	富士山保全･健康エコシステム推進 G
9	令和 7 年度当初	広域的公共交通ネットワーク再編事業費	41,631	リニア･次世代交通推進G
10	令和 7 年度当初	富士山観光エコシステム整備推進事業費	56,893	富士山保全･観光エコシステム推進グループ
11	令和 7 年度 12 月補正	公共交通活性化総合対策事業費	38,423	リニア･次世代交通推進課
12	令和 8 年度当初	広域的公共交通ネットワーク再編事業費	41,250	リニア･次世代交通推進課
13	令和 8 年度当初	富士トラム推進事業費	75,868	山梨･富士山未来課
計			443,207	

No.	予算	事業内容	予算額(千円)	所管課
1	令和 5 年度 6 月補正	空港整備調査研究事業費	13,785	リニア未来創造･推進G
2	令和 7 年度当初	空港整備調査研究事業費	18,983	〃
計			32,768	

No.	予算	事業内容	予算額(千円)	所管課
1	令和 5 年度 6 月補正	空飛ぶクルマ理解促進事業費	17,685	リニア未来創造･G
2	〃	空飛ぶクルマ社会実装検討事業費	13,676	〃
3	令和 6 年度当初	〃	21,940	〃
4	令和 7 年度当初	〃	17,975	リニア･次世代交通推進G
5	令和 8 年度当初	空飛ぶクルマ社会実装加速化事業費	29,986	〃
計			101,262	

【赤字バス路線補助、生活バス等補助の現状】　（単位:千円）

年度	赤字バス補助（系統数）	鉄道事業補助	生活バス維持補助	市町村バス補助
平成 27 年度	60,641（27）	86,183	2,546	42,415
平成 28 年度	60,537（28）	27,578	3,023	40,749
平成 29 年度	59,346（27）	67,245	0	38,197

年度	赤字バス補助（系統数）	鉄道事業補助	生活バス維持補助	市町村バス補助
平成 30 年度	58,554（27）	110,144	0	39,443
令和元年度	61,893(24)	60,499	0	40,258
令和 2 年度	94,685(24)	-	0	40,962
令和 3 年度	108,945(25)	18,361	0	41,482
令和 4 年度	107,270(23)	30,940	0	41,655
令和 5 年度	95,994(22)	40,933	0	41,090
令和 6 年度	68,488(22)	-	0	41,079
令和 7 年度	66,880(22)		0	39,619

6 地域公共交通政策として本来優先すべき方向性

山梨県が財政制約下で優先すべきは、既存の交通空白地帯の実態把握、路線の再編、デマンド交通、共同運行、運転手確保、医療・福祉移動との統合などである。リニア・富士山連動のトラムによるネットワーク構想ではない。

7 富士北麓・富士山アクセスについての現実的な代替案

富士山五合目アクセスについては、富士トラムに固執せず、段階的・現実的な電気バス・燃料電池バスを軸とした段階導入等の選択肢を比較検討すべきである。

8 山梨県の目指す交通政策

山梨県の現行交通政策は、富士トラム、空港、空飛ぶクルマなど、実現性が不透明な構想に検討費・人的資源が継続投入されている一方で、県民の日常移動を支える地域公共交通への支援は減少傾向という問題がある。「構想先行」ではなく、「県民と観光客が実際に使える交通」を積み上げることが、山梨県民に必要な公共交通政策として最も合理的と判断する。

第 4　県有地(北富士)の訴訟問題について

1 県が違法・無効と主張転換した北富士県有地訴訟

県が100年近く継続してきた富士急行との賃貸借関係について、従前「適正」としてきた立場を急転換し、契約を「違法・無効」と主張したにもかかわらず、その政策転換の検討過程、法的根拠、費用対効果、議会説明が十分に可視化されていなかったことが最大の問題だった。結果、県は令和5年8月4日控訴審で全面敗訴し、県の損害賠償等請求は全て退けられた。

(1)突然の方針変更と意思決定プロセスの問題

大きな方針変更について、庁内で十分な議論を積み重ねた形跡が乏しい上に、正式な会議録や決裁文書の不存在を問題視する。これらが十分に残されていない場合、政策決定が「組織的判断」ではなく「トップダウンの政治判断」と受け取られかねない。

政策決定過程が独善的に映ること、行政として好ましくないことを指摘する。

(2)「違法・無効」主張の強引さ

県は、富士急行が長年県と合意に基づき賃貸借を続けてきたにもかかわらず、過去の契約を「違法無効」と主張した。

県が賃料見直しを求めること自体は、県民財産の適正管理という観点から正当な行政目的となり得る。しかし、その手段は本来、契約に基づく協議、調停、将来賃料改定交渉であるべきであり、過去契約を一方的に違法無効と断じる手法は過度に攻撃的だったと指摘せざるを得ない。

(3) 公式ホームページ等での主張喧伝の問題

県が公式ホームページ上で契約について「違法状態かつ無効状態である」といった趣旨を掲出していたが、訴訟戦略上も行政広報上も慎重であるべきで、強権的な行為だったと指摘する。

(4) 鑑定評価の問題

県の「従前賃料は適正でない」「契約は違法無効」とする主張の重要な根拠になった不動産鑑定について、後にS不動産鑑定士が公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から権利の停止 3 ヶ月の懲戒処分を受け、当該鑑定について「適正を著しく欠く」趣旨の指摘があったことも示された。

(5) 弁護士費用・調査費用の支出と議会統制の問題

本件では弁護士費用・調査費用をめぐり、疑義や議会との問題が噴出した。弁護士費用の比較、専決処分による支出の必要性、経済的利益の算定根拠、敗訴時の費用対効果などが不透明なまま高額支出が続いたことは、県民への説明責任を十分に果たしたとは言い難いと指摘する。

(6) 県議会との関係、再議・専決の問題

本件では、県議会が弁護士費用に疑義を示し、予算修正、再議、再修正といった異例の展開が生じた。さらに、その後に専決処分で弁護士費用が執行されたことについて、県議から「なぜ議会を飛ばすのか」といった批判が出ていた。

(7) 訴訟結果から見た県方針の不当性

県は 1 審・2 審で敗訴し、過去の契約は有効と判断され、県の損害賠償等請求は完全に退けられた。本件では訴訟が政策目的を達成するどころか、県と富士急行間の信頼関係を損ない、追加訴訟や調停、仮処分、損害賠償請求へと紛争を拡大させた側面があると判断している。

(8) 事業者側から見た影響

県有地の賃料見直しは、本来であれば契約関係を維持しながら、将来に向けた適正化を図る交渉課題である。しかし、県が過去契約の違法無効を主張したことが、その後の賃料改定問題が「契約の有効性」「損害賠償」「行政手法の適否」にまで拡大した側面があることは否定できない。

(9) 県が今後実施すべき検証項目

なお、調査費用 6,600 万円及び 1 億 4,300 万円の弁護士費用については、住民訴訟において県知事の裁量の範囲であると決着しているものの、違法無効裁判の全面敗訴を踏まえ、その必要性・妥当性について、少なくとも以下の項目の検証が求められると考える。

① **意思決定過程**～方針転換の起点、知事指示の有無・内容、会議録・決裁文書の不存在理由、反対意見・慎重意見の有無等

② **法的判断**～複数法律意見の有無、敗訴リスクの説明状況、公式会見、広報媒体で「違法無効」と示した妥当性

③ **鑑定評価**～鑑定士選定過程、鑑定条件の設定、鑑定結果の妥当性、他鑑定との比較

④ **議会対応**～資料開示の十分性、再議・専決の判断過程、議会統制を軽視していなかったか

⑤ **富士急行・別荘地関係者への影響**～企業信用への影響、別荘所有者・転借人への影響、損害発生の可能性

2 県有地調停、仮処分、保全異議申し立て、損害賠償請求

県は、**違法・無効**と主張した北富士県有地裁判の完全**敗訴**後、貸付料引き上げや別荘地の転貸・新築時の「承諾料」を求め、民事調停、仮処分、保全異議、損害賠償請求訴訟へと紛争を拡大させている。

(1) 判明している訴訟費用・弁護士費用の整理

区分	内容	金額
東京のA弁護士への調査業務委託料	富士急行に対する損害賠償裁判関連調査業務委託	6,600万円
東京のA弁護士への着手金	富士急行に対する損害賠償裁判第一審	1 億 4,300万円
甲府地裁への反訴手数料	富士急行に対する損害賠償裁判第一審	約1,530万円
東京高裁への控訴手数料	富士急行に対する損害賠償裁判控訴審	約2,870万円
敗訴に伴う富士急行への訴訟費用	富士急行に対する損害賠償裁判控訴審	約860万円
富士急行に対する損害賠償裁判	小計	約 2 億 6,160 万円
東京N弁護士への民事調停の代理人着手金	県が富士急行に貸付料引き上げを求めた調停	約 2,300 万円
仮処分決定に対する保全異議申立て	弁護士事務所への着手金等	約 4,710 万円
損害賠償請求への応訴	S弁護士事務所への富士急行の約 10 億円請求に対する着手金等	約 1,750万円
民事調停以降各種裁判等費用	小計	約 8,760 万円
これまでに県が支出した裁判費用	累計	約3億4,920万円
保全異議が認められた場合の報酬金	成功報酬	1 億 6,000 万円

(2) 県による一連の訴訟等の対応

① 仮処分受入れから保全異議への方針転換

県は、一旦は仮処分決定を受け入れる構えを見せながら、セカンドオピニオンに相談した結果として、保全異議申立に方針転換した。この際、議会において、保全異議で「具体的に何を主張し、何を争うのか」について「弁護士と相談して決める」と具体的な説明をしていない。4,700 万円の着手金の方針決定に対する説明としては不十分であり、政策判断・予算統制の両面で問題。

② 保全異議申立て

県による上記保全異議申立に対して、甲府地裁は令和8年9月2日、仮処分決定を認可する決定を行った。県による主張は全く認められなかった。

県は、この決定を受け、令和8年9月11日、東京高裁に保全抗告することを明らかにした。

③ 承諾保留と損害賠償リスク

県は、承諾料の支払い義務を富士急行が認めるまで、別荘地の転貸・新築等の承認申請を保留。これに対し、甲府地裁は県の対応を「権利の濫用」と指摘。この経過からすると、約 10 億円の損害賠償請求は突然発生したものではなく、県が予見可能であったリスクである。にもかかわらず承諾保留を継続したのであれば、リスク管理上の問題もある。

議会提案の段階で、「保全異議の法的争点」、「勝訴の可能性」、「異議申し立てで得られる県民利益」、「調停で解決する場合との比較」、「紛争長期化・損害賠償請求誘発リスク」、「追加費用発生見込み」等が明確である必要があったと指摘する。

(3) 弁護士費用の妥当性に関する検証

① 算定根拠の不透明性

算定根拠が示されなければ、4,710 万円が過大か妥当かを議会が判断することは困難である。

経済的利益の完全開示が困難だとしても、「旧日弁連基準のどの類型を参照したか」、「着手金算定式の概要」、「他の法律事務所からの見積比較」、「成功報酬の発生条件」等を明示する必要がある。

② 弁護士変更と二重費用の問題

従前のN弁護士に対する調停着手金2,300万円に対して、保全異議着手金4,710万、損害賠償応訴追加着手金1,750 万円を同一事務所に支払う必要性について、議会・県民に対して「セカンドオピニオンの内容」、「保全異議申立てによる損害賠償リスクの説明有無」、「損害賠償請求リスクを踏まえた費用見積もり」、「保全異議と応訴を一体処理できなかった理由」、「追加着手金の必要性」等の説明が必要

(4) 行政判断としての問題点

最大の問題は、県が「県民利益の最大化」を掲げながら、実際には多額の訴訟費用と紛争長期化リスクを発生させている点である。

(5) 富士急行による住民監査請求と県の転貸承諾

北富士県有地における別荘地事業で富士急行が転貸や新築などに関する承認申請を承諾料の支払いを求めて保留してきた県の対応について、富士急行は、令和 8 年 10 月 7 日、県監査委員に①県に対して申請を承諾するよう勧告すること②保留したことで生じた県の損害について、長崎氏に賠償を請求するよう県に勧告することを求め、住民監査請求した。

県が、10 月 20 日付で、令和 8 年 2 月以降提出された申請を全て承諾したため、富士急行は 10 月 28 日、前記①については住民監査請求を取り下げたものの、県民の損害を回避するため前記②県が長崎氏に賠償を請求することについては請求を維持した。

なお、知事は、10 月 29 日の記者会見で保全抗告の取り下げについては取り下げず、争う構えを示している。

(6) 結論

本件では、県が貸付料適正化を目指したこと自体は理解できる。しかし、訴訟中心の強硬手法により、全面敗訴、承諾保留への仮処分、保全異議、約 10 億円の損害賠償請求へと紛争が拡大した結果、既に3億5,000 万円弱の裁判関連費用が支出され、成功報酬を含めれば、将来的な負担はさらに膨らむ可能性がある。

3 富士急行以外の恩賜林県有地の賃料改定

恩賜林県有地の賃料改定は、3 年ごとに行われている。令和 3 年度の賃料改定では、県の主張である新規賃料（現況を所与とする）を前提として、それまで依頼していた日本不動産研究所から JLL 森井鑑定に変更して不動産鑑定（不動産価格調査）を行い、これを踏まえて令和 3 年度の改定賃料を定め、令和6年度にも再度改定された。

その結果、富士急行及び県が自ら使用している（庁内における使用協議）土地以外の貸付地については、賃料収入を増大させるどころか令和6年度で 1,900 万円以上も減少させたことは「県民財産の最大化」とは大きく矛盾する結果であり、またその結果を県職員の価格操作により生じさせたことは、真に何のため行った賃料改定であったのか極めて重い説明責任があると指摘する。

また貸付地件数も令和6年度37件も減少している。「契約が違法・無効」として訴訟にまで発展した一連の騒動と賃料改定について既存契約者が嫌気・不安を感じたことが悪影響したものと判断される。これについても重い説明責任があると指摘する。

(1) 富士急行及び県自ら使用している恩賜県有地（庁内における使用協議）を除く賃料改定結果

	令和 2 年	令和 3 年改定			令和 6 年改定
		鑑定額	減額前の貸付料	減額後の貸付料	
貸付件数	545件	—	—	—	508件
管理費	5,385千円	0	0	0	0
所在市町村交付金	26,593千円	39,028千円	39,028千円	39,028千円	38,197千円
純賃料	310,085千円	331,280千円	342,513千円	290,672千円	284,655千円
計	342,063千円	370,307千円	381,540千円	329,700千円	322,851千円

県当局に照会した結果は上記のとおりであり、庁内における使用協議分を除くと貸付料は、令和 2 年 3 億4,206万3千円に対して改定後令和 3 年 3 億 2,970 万円（**－1,236万 3 千円**）、令和 6 年 3 億 2,285 万 1 千円（**－1,921万9千**）と大幅に減額となった。また、貸付件数は令和 2 年 545 件に対して令和 6 年 508 件（**－37 件**）と大幅に減少した。

(2) 賃料改定の手法

県は、鑑定額から一律 20%減額したことについて、事務処理要領に基づき、20%の範囲で増減できる仕組みは国有財産でも行われており、最高裁判例でも裁量が認められていると説明してきた。令和8年6月議会土木森林環境委員会でも再度最高裁判例を引用しながら、委員会終了後まもなく根拠については広島高裁判決に変更することを一方的に伝達、根拠法令が固まっていない段階で最高裁判例を誤って引用したことは、県当局の答弁全体の信用性においても、議会軽視の観点からも重大な問題であると指摘する。

①　鑑定額から一律 20%減額した点

県は、事務処理要領に「20%の範囲で増減できる」という規定があると説明しているが、それが直ちに「知事が自由に一律 20%減額できる」という意味にはならないという点である。したがって、「20%以内なら自由に増減可能」という運用には問題があることを指摘する。

②　条例上の委任がないまま要領で 20%増減を認めた点

「条例に明示的な委任がないにもかかわらず要領で規定することは問題ではないか」との議会委員会での指摘もあり、条例が「適正な対価」や「議会の議決」を要求している場合、内部規程である事務処理要領によって、実質的に賃料を大きく変動させることができるとすると、条例による統制や議会による統制を弱める可能性がある。

特に恩賜県有財産管理条例は、明治44年の御下賜の主旨に基づき明治45年に制定された恩賜県有財産の管理規則を戦後条例化したものであり、恩賜林の管理・保護を定める条例とされている。通常の県有財産よりも、裁量の透明性・厳格性が求められるべきであることは明らかである。

③　20%減額後の価格を示し、鑑定結果を示さなかった点

県が令和4年の減免議案の提案の際に、20%減額後の価格を「適正対価」（鑑定純賃料額）のように提示し、「議事進行上の理由」として一律減額の説明を省略したとしていることは、議会としては本来判断すべき重要な情報を十分に与えられなかったことになり、議会への説明責任の観点から大きな問題である。

④　減免措置との関係

特に、減免は議決にかけた事項であるから「すでに 20%減額されている価格を基準に、さらに減免する」という方法は、明示されなければ議会の判断を誤らせるおそれがある。

⑤ 最高裁判例、広島高裁判決について

県は令和 8 年 6 月議会土木森林環境委員会まで、平成 30 年 11 月 6 日の最高裁判例を根拠に、知事裁量として 20%減額が認められると説明していたが、志村直毅県議がこの判例は「適正対価の判断に議決が必要だと示したものであり、20%増減の根拠にはならない」と指摘したところ、会議終了後同判例ではなく、平成 29 年 3 月 9 日広島高裁の判決が根拠であると訂正した。平成 29 年 3 月 9 日広島高裁判決を、県が「鑑定結果から 20%以内なら自由に賃料を増減できる」とする根拠として引用することは、判決の主旨を超える可能性が高く、不適切と判断する。

ア）この広島高裁判決が述べている「20%」の位置づけ

この判決での 20%は、国有財産評価基準に存在する一つの参考基準として言及されたものであり、地方公共団体が自らの判断だけで鑑定評価額を±20%まで自由に動かせるという一般法理を示したものではないと判断される。

イ）本件判決は「自由な増減」を肯定した判決ではない

したがって、この判決の本質は、「鑑定評価額からの乖離には合理的根拠が必要であり、行政内部の独自判断で大幅に修正することは危険である」という点にある。

ウ）山梨県有地賃料への引用上の問題点

広島高裁判決では 20%以内の修正が認められているから、県は鑑定結果から 20%以内であれば自由に増減できるという趣旨でこの判例を引用するのは不適切である。なぜなら、同判決が扱ったのは土地売却価格であり、山梨県有地の継続的な賃料・貸付料とは法的性質が異なる。また、20%修正の根拠として引用されているのは国有財産評価基準であり、山梨県の県有財産管理や恩賜林県有地賃貸借に当然に適用されるものではない。

エ）引用するなら、むしろ逆方向の根拠になり得る

この判決を山梨県有地賃料問題で引用するなら、山梨県側の「自由な 20%増減」の根拠というよりも、むしろ鑑定評価額は客観的・専門的な価格資料として重視されるべきであり、行政庁が鑑定結果を修正する場合には、具体的・合理的な事情と説明責任が必要であるという趣旨で用いるべきである。なぜなら、広島高裁は、不動産鑑定評価を「最も客観性の高い資料」と位置づけ、自治体内部の独自計算による大幅な修正を否定的に評価しているからである。

第5　少人数学級の推進と課題について

（1）少人数学級導入

「児童・生徒1人ひとりに対して、きめ細かな質の高い指導を行うことにより、個性を伸ばし、学習効果を高める」という、個別対応型教育への転換を目的に、少人数学級が導入された。

（2）導入経過

令和3年度➡公立小学校1年生を対象に、全国初の25人学級が導入され、以後順次拡大し、令和8年度までに小学校6年生に導入が完了した。

（3）増えた学級数と教員数、費やした支出

①増えた学級数➡664学級

②増えた教員数➡1,005 人

③追加教員の人件費と、教室の増改築費用等を合わせ、総額61.75億円が投資された。

（令和8年度時点。※61.75億円＝平均給与×人数）　（アクティブ加配、補助教員 etc.を含む）

（4）施策の成果

①推進

・少人数学級は評価できる。

・令和 3 年度から小学校 1 年生を対象に開始、令和 8 年度までに小学校 6 年生まで導入完了

・一人ひとりにきめ細やかな教育の実現

・子どもと先生の距離がなくなり向かい合いやすくなった

・自己肯定感・向社会性の向上につながった

②課題

・教職員の不足

・教職員のメンタル問題

・不登校児童の増加対策

・夜間中学の開設

・校務支援システムの相次ぐトラブル

（5）総合評価

現場からは「児童の意欲が向上した。」、「教員の負担軽減につながり、先生がゆとりをもって子どもに向き合うことができている。」等の 25 人学級導入後の効果の声が挙げられている。今後は学力面での効果が今以上に求められるのと同時に教育立県を標ぼうしている本県は更に卓越した資質のある教職員の配置が必要である。

今後も県独自の 25 人学級を維持・拡大するとなると安定的かつ莫大な財源が必要となることから、児童・生徒数の推移、校舎・設備等整備に要する費用を見込んだ、常にアップデートされた長期的スパンの財源確保のシュミレーションを示す必要性がある。

（6）新たな課題

この春から「統合型校務支援システム」に不具合が生じ、県下小中学校の現場が大混乱を起こしている。

①当初の問題

本年 4 月に導入された新システムでは①勤怠における出張の申請ができない②児童の出欠記録をつける項目の一部が足りない他多数の不具合が発生した。

②現場の声

「昨年までのシステムには、不明点や不具合が出た場合、電話での問い合わせができる窓口が用意されていたが、今年度からなくなりとても不便を感じている」、「今まであたりまえに出来ていた事が全くできなくて混乱している。時間がかかりやるせない状況。もどかしく、システムの恩恵は全く受けられていない。」等

③担当部署の見解

次第に不具合は改善してきているものの、児童の成績処理に関する機能については、県教育委員会が 10 月末までに完全に使用できるとの見解を自治体側に示している。

④今後の課題

徹底した原因究明は勿論であるが、そもそも今まで使い慣れたシステムを変更する必要があったのか単純な疑問が残る。業者も変わったわけで、現場の声からもサービスの低下が指摘されている。

業者選定含め契約内容、契約までの経過説明は明確にする必要がある。せっかく 25 人学級の導入で現場の先生方と児童たちの触れ合いの時間ができたかに思えたがこれでは逆に莫大な費用を使ってロスと混乱から先生方のストレスを増やしひいては子ども達への教育の質の低下を招いたのは明白である。この責任は重大である。今後学校現場の先生方に直接かかわる契約については事前に現場関係者と入念に丁寧なコミュニケーションを図ったうえで進めることを進言する。

第6　知事の政治姿勢について

1 知事批判に対する圧力

長崎幸太郎山梨県知事は、自身の政策判断、政治資金問題、県有地訴訟、報道内容等での指摘・批判に対して、議会、SNSにより強く反論するとともに、法的措置の示唆・実行、報道規制等を通じてその強い反発姿勢を発現している。

公職者にも名誉権・人格権はあり、虚偽事実や悪質な誹謗中傷に対して反論・法的措置を取ること自体は否定されないのは当然である。

しかし、知事という強い行政権限と発信力を持つ立場にある者が、県議会での質問、報道機関の論説、政治的批判、SNS上の批判に対して、反復的に「名誉棄損」、「法的措置」、「人権侵害」等を前面に出す場合、結果として県議会の監視機能、報道機関の取材・論評機能、県民の知る権利を委縮させる危険がある。

(1) 県議会質問に対する圧力

令和 3 年 2 月 1 日の県有地問題に関する特別委員会での向山憲稔県議の発言に対し、知事側が撤回・謝罪を求める要請書を提出し、名誉毀損で法的措置を講じる姿勢を示した。

また、令和 5 年 10 月 4 日の飯島修県議の一般質問に対し、知事が「悪意ある曲解」と受け取られ得る答弁をしたことについて、飯島県議が議長に申し入れを行い、記者会見で根拠が分からず納得できない旨を述べている。関連する山梨日日新聞記事でも、飯島県議が知事答弁を問題視し、県議会として対応を求めたこと、宮島雅展前甲府市長が二元代表制における相互敬意の必要性に言及している。

さらに、令和 6 年 10 月 4 日の県議会一般質問において、名取泰県議による政治資金問題に関する質問に対し、知事が「議論の場を借りて棄損された私の名誉、侵害された私の人権」について「法の救済を求めるべく、必要な行動を取ることにちゅうちょしない」と答弁している。

(2) マスコミに対する圧力

令和 3 年 2 月 5 日付山梨日日新聞の論説に対し、令和 3 年 2 月 9 日、長崎知事が自身の Facebook で長文の批判投稿を行った。当該 Facebook 投稿では、山梨日日新聞の論説について、取材不足、事実誤認、中立性の問題などを強く指摘し、新聞報道の在り方を批判していることが確認できる。一方、もととなった令和 3 年 2 月 5 日付山梨日日新聞論説は、県有地調査委託費、検証委員会の中立性、調査費用の妥当性などを問題提起していた内容と読める。

令和6年2月、知事の政治資金不記載問題について県当局が取材規制を行い、記者クラブから抗議を受け、県当局が謝罪に追い込まれた事案が発生した。この事案では、令和6年3月5日付朝日新聞社説で、「首長による質問規制は有権者に背を向けるもの」との趣旨の記事が掲載されるなど、全国に伝搬することとなった。

令和7年9月10日山梨日日新聞の論説（自民党県連会長選を捉えたもの）に対して、知事名でSNS「X」へ「低品質雑言の垂れ流し祭り」、「〇〇の落書き」等の強い表現での批判投稿が掲載された。

特に、政治資金問題や県有地問題等は、知事個人の名誉問題にとどまらず、県政の透明性・公金の使途・行政判断の妥当性に関わる公益性の高いテーマである。したがって、報道機関による質問・論評に対しては、公権力を持つ知事が、特定メディアや記者に対して侮蔑的・威圧的な表現をしたり、取材内容を制約する場合、報道の自由、取材の自由、県民の知る権利に重大な影響を与える。

(3) 刑事告訴及び民事訴訟の提起

知事は、令和 5 年 1 月 19 日に SNS で配信された、元市長らが知事に意見する内容の動画について、刑事告訴（結果不起訴）し、さらに令和 6 年 10 月 28 日には民事訴訟を提起したが、後に民事訴訟を取り下げている。令和7年夏の「参議院選挙への影響を考慮して」と説明している。

(4) 県民の知る権利への影響

最大の問題は、県議会、報道機関、批判者に対する一連の強硬な対応が、県民の知る権利を結果的に制限し得るという点である。

(5) 中立性・公平性・全体の奉仕者としての適否

地方自治体の長は、特定の支持者、政党、企業、個人の利益ではなく、県民全体の利益に奉仕する立場である。しかし、長崎知事には「批判に対して過度に攻撃的」「反論と威圧の境界が曖昧」「県民の知る権利より自己防衛を優先しているように見える」という問題が認められる。

(6) 改善提案

山梨県政の透明性を回復するためには、「知事会見で質問制限を行わない原則を明文化する」、「政治資金・県有地訴訟・公費支出に関する説明資料を体系的に公開する」、「報道機関への抗議は、感情的表現ではなく、事実誤認箇所と根拠資料に限定する」などの方策が考えられます。長崎知事の一連の対応は、個別には反論権・名誉権の行使として説明し得る部分がある一方、全体として見ると、県議会の監視機能、報道機関の取材・論評機能、県民の知る権利に萎縮効果を与え得るものと指摘する。

2 知事の 1,182 万円不記載問題

令和元年 5 月の旧二階派・志帥会の政治資金パーティーにおいて長崎知事の事務所がパーティー券 1,774 万円を売り上げ、全額を志帥会の銀行口座に振り込み、販売ノルマ超過分として同年6月に 500 万円を寄付されたことを長崎知事の資金管理団体である日本金融経済研究フォーラム 21 の収支報告書に記載した。

一方、同年8月に受け取った現金 1,182 万円は同収支報告書に記載しなかった事案については、現行法上、不起訴相当となった。しかし、道義的・政治的観点では、重い説明責任が残る。法的には「刑事責任を問える段階には至らなかった」と評価される一方、政治倫理上は「不起訴をもって説明責任が消滅するものではない」と評価すべきであり、知事は未だ明確に政治責任について県民に対して十分な説明責任を果たしていないと指摘する。

(1) 法的責任の検証

現時点で「不起訴相当」とされた以上、刑事法上は、長崎知事本人について政治資金規正法違反の刑事責任を問うだけの証拠が十分ではなかった、ということになる。

(2) ただし、法的無責任＝政治的無責任ではない

たとえ刑事責任が成立しないとしても、政治家としては相当に重い問題である。政治資金規正法は、政治資金の流れを国民・住民に公開し、政治活動の公明と公正を確保するための制度であり、現金で多額の資金を受領しながら収支報告書に記載しなかったことは、制度趣旨に照らして重大な透明性欠如と評価され得る。

(3) 道義的責任の評価

1,182 万円は少額の事務処理ミスとして片付けにくい金額である。知事本人またはその周辺が強く注意すべき規模である。国会議員経験者であり、かつ県知事という立場にある以上、一般の政治団体よりも高い透明性・説明責任が求められる。

(4) 検察審査会議決の意味

議決要旨では、不起訴相当としつつも、「責任の所在が明確にされず、刑事責任を問うことができない場合があることは市民感覚として不合理であり、法改正を所望する」という趣旨の指摘がなされた。検察審査会は「現行法と証拠関係では起訴は困難」としながらも、「このような事案で誰も刑事責任を負わない結果には市民感覚上の違和感がある」と指摘したものと理解でき、長崎知事側が「不起訴相当だから問題はない」と説明するだけだとしたら、政治的・道義的には十分とはいえない。

(5) 県知事としての政治姿勢の問題

山梨県知事としての政治姿勢を検証する場合、最大の問題は「法的に処罰されるか」ではなく、県民の信頼に足る透明性を示しているかである。

3 知事関係政治団体の反復する収支報告書不記載、誤記載等

1,182 万円不記載問題を除いても、長崎知事に関係する政治団体の政治資金処理には、複数年・複数団体・複数類型にわたる記載不備、訂正、返還、不整合が確認される。

(1) 単発ミスではなく「反復する管理不全」と見るべき

これらは、個別には「事務的ミス」「初歩的ミス」「総点検で発見」などと説明されているものの、件数・期間・金額・訂正のタイミングを総合すると、偶発的な単純ミスの集積というより、政治資金管理体制そのものに構造的欠陥がある可能性が高いと評価すべきである。

(2) 問題の特徴

① 外部指摘後に訂正・返還するパターンが目立つ

複数の事案について、マスコミ、外部、共産党、県議などの指摘を契機として発覚・訂正・返還が行われた。政治資金の透明性を重視する立場であれば、本来は外部指摘前に自主点検・公表・説明・再発防止策の実施まで行うべきである。外部指摘依存型の訂正は、県民から見れば「発覚しなければ放置していたのではないか」という疑念を招く。

②「初歩的ミス」という説明が繰り返され、説明責任が十分でない

令和 4 年分の交付金 300 万円不記載について、知事は「極めて初歩的なミス」と説明し、再発防止体制の構築に言及している。また、繰越額 200 万円増額訂正問題についても、「総点検の最中、問題を見出して、訂正した」「極めて初歩的な事務的なミスが無いように今後しっかり体制を整備」と説明している。「初歩的ミス」「単純ミス」と繰り返す姿勢は、政治的・道義的責任を矮小化していると受け止められかねない。

(3)「訂正すれば足りる」という姿勢への懸念

政治資金収支報告書は、単なる会計書類ではなく、有権者が政治家・政治団体の資金の流れを確認するための民主主義上の基盤資料である。長崎幸太郎クラブは令和 6 年収支報告書について、公表日前日に、個人寄附 10,120,000 円を 320,000 円に、長崎幸太郎からの借入金 200,000 円を 10,000,000 円に訂正しているが、これは単なる数字の誤記というより、寄附と借入という法的性質の異なる資金区分の大幅変更である。「法定上限に抵触し得る記載を、直前に借入金へ振り替えたのではないか」との疑念が残る。

(4) 企業献金をめぐる姿勢の問題

長崎知事は、自民党山梨県ふるさと創生支部設立時に企業・団体からの献金は受けないと説明していたにもかかわらず、令和 2 年に法人から寄附を受け、その後一部返還したとされている。

(5) 個人献金住所の不適切記載疑義

個人献金者の住所欄に、本人住所ではなく会社・団体所在地が記載されているという複数事例が認められる。

(6) 弁護士費用・顧問契約をめぐる公私峻別の問題

知事の資金管理団体日本金融経済研究フォーラム21からA及びI弁護士への顧問料・弁護士費用の支出があり、同弁護士らは県の顧問弁護士、県非常勤顧問に就任している。

本質的問題は、違法性の有無以前に、知事個人・政治団体・県行政の関係が外形上混同して見えることである。行政トップとしては、実際に利益相反がない場合でも、外形的疑念を避けるため、契約関係・選任理由・業務範囲・報酬・利益相反管理を積極的に公表する必要があると指摘する。

(7) 県知事としての姿勢評価

①透明性への姿勢が不十分

②説明が「事務的ミス」に偏り、責任の所在が曖昧

③訂正対応が形式的に見える

④県民の信頼を維持する危機管理対応として不十分

4 知事の選挙応援は公平性・中立性に疑義

(1) 道志村長選、参議院選の応援

令和 7 年の道志村長選における長崎知事の応援演説は、知事としての行政権限、県道事業、県予算、財源措置を特定候補の当選と結びつけているように見える点で、公職選挙法上の地位利用の疑い、および県民全体の奉仕者としての公平性・中立性に重大な疑義を生じさせるものである。

(2) 公職選挙法上の主な検討論点

「公務員等の地位利用による選挙運動」の問題

公職選挙法上の「地位利用」に該当する疑いが相応に強い類型と評価され得る。

(3) 道志村長選応援演説に関する評価

① 特に問題性が高い発言類型

「候補者の政策に賛同する」「県と村が連携する」という一般的表現を超え、「出羽さんが村長になれば、確実に御坂トンネルは3年以内に着工する」「向こうの方も行政のプロだと思いますが、…出羽さんが村長になれば県が加勢を致しますので」「信頼関係も出羽さんが村長になれば…ハイ分かりまたとやっていきたい」等、知事の行政権限・予算配分・事業採択上の裁量を背景に、特定候補への投票を促していると認定される可能性がある。

② 行政上の利益供与・不利益示唆との関係

投票行動によって県行政上の利益・不利益が変わるとの印象を与え、地方自治体の長としての裁量権を、特定候補の選挙運動に結びつけるものであり、政治倫理上はかなり問題性が高い。

(4) 参議院選挙における録音電話の評価

録音電話だけを見る限り、道志村長選の演説ほど、行政上の利益供与・不利益示唆は明確ではない。ただし、「知事の長崎幸太郎です」と名乗って投票依頼をしているため、知事は録音電話の実施主体、費用負担、名簿入手経路、発信元、県職員関与の有無を自ら明らかにすべきと考える。

(5) 山梨県知事としての公平性・中立性の観点

① 知事は「政治家」であると同時に「県民全体の奉仕者」

道志村長選における発言は、選挙結果を左右するような一線に相当接近している、または越えていると判断される。

② 行政の公正性への信頼毀損

行政事業は本来、必要性、緊急性、安全性、費用対効果、財政制約、住民合意、環境影響等に基づいて判断されるべきである。特定候補への支持表明と一体化して語られるべきではない。

(6) 県知事自ら明らかにすべき事項

知事は、道志村長選において「出羽氏が当選すれば道坂トンネルを 3 年以内に着工する」と発言した事実を認めるか、村長選の結果によって、県道事業の優先順位や着工時期が変わるのか、などの疑問に明確に答えるべきである。

5 県顧問等と利益相反の恐れ

SK氏（県顧問R5.7.1～R6.4.1）が社長を務める株式会社IMは、R6.7.25「富士北麓地域の観光サービス産業活性化に向けた調査及び広報用動画作成業務」約990万円、R6.9.10「人口減少危機対策アンバサダーによる効果的な情報発信に係る業務」約430万円をF氏（県顧問R6.1.4～R6.4.1）が社長務める株式会社Iは、R5.11.12「目標達成のためのチーム作りプログラム実施業務」、約900万を、R6.5.30「富士山観光エコシステムに関する調査及び将来ビジョン策定業務」約 2,160 万円を、S氏（県顧問R4.6.1～）が社長を務める株式会社Hは、R4.10.4「SNS 動画を活用した山

梨県の魅力発信業務」約 1,700 万円、R6.6.17「SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務」約 950 万円、R7.6.13「SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務」約 950 万円をそれぞれプロポーザル契約している。

この他、T氏は、顧問在任期間僅か 2 カ月(R6.2.1～R6.4.1)という事実もある。

県顧問就任中の者の会社または県顧問就任期間に近接した時期に県事業を委託すること、また県の顧問弁護士・訴訟弁護士・県顧問である弁護士が知事個人や関係政治団体とも契約関係を持つことは、少なくとも外形的には利益相反・公私混同・契約公正性への疑念を招く恐れがあると判断される。

したがって、県としては、利益相反確認、契約手続の透明性、報酬妥当性、職務範囲の切り分け、知事個人案件と県案件の峻別を自ら県民に説明する必要がある。

論点	暫定評価
県顧問会社への県事業委託	利益相反・公正性疑義が疑い得る
顧問就任直後・短期退任と委託の関係	時系列によっては便宜供与・名目的顧問の疑念が生じる
県顧問弁護士が知事個人代理人を兼ねること	県と知事個人の利益が分かれる場面があり得るため、利益相反リスク
県顧問の弁護士が政治団体から報酬を受けること	公私混同・政治的中立性への疑義が生じる